

青森大学学習支援センター 規程

(設置)

第1条 青森大学に、青森大学学習支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、青森大学における学生の学習全般の支援及び学習環境の改善を行い、「学生中心の大学」としての青森大学の教育機能の高度化に資することを目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生向けの学習支援窓口の設置及び運営
- (2) 学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析
- (3) スチューデント・アシスタント制度等の運営
- (4) 青森大学基礎スタンダード等、教育の質の向上のための支援
- (5) 学生の能動的な学びを推進するための新しい教育システムの開発
- (6) 青森大学「地域貢献センター」と連携した「集いのスペース」の運営
- (7) その他センターの目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の組織を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) センター会議
- (3) IR 推進室

(構成員)

第5条 センターには、次の職を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 1名
- (3) センター員
- (4) IR 推進室長及び IR 推進室メンバー
- (5) 学生スタッフ

第6条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長をもって充てる。

第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、本学専任教員の中から、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 センター員は、第3条の各号に定める事業に関する業務に従事する。

2 センター員は、本学専任教職員の中から、学長が任命する。

3 センター員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 学生スタッフは、センター員の指導のもので、第3条の各号に定める事業に関する業務を行う。

2 学生スタッフは、運営委員会の構成員が推薦した本学学生の中から、センター長が任命する。

3 学生スタッフの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 センターの事務は、青森大学事務局が行う。

(運営)

第11条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議し決定する。

(1) センターの事業計画に関する事項

(2) 学長の諮問事項

(3) その他センターの運営に関する重要事項

2 運営委員会は、次の構成員をもって組織し、委員長は、センター長とする。

センター長、副センター長、教務委員長、FD委員会副委員長、学生委員長、
教務・学生課長、各学部の教務委員の中から学長が任命した1名ずつの教員

3 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。

4 運営委員会は、構成員の3分の2以上で成立するものとする。

5 センター長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

第12条 センターに、センター会議を置き、第3条に定める事業の遂行に関する事項を審議する。

2 センター会議は、第5条に定めるセンターの構成員で組織し、必要に応じて本学教職員を加えることができる。

3 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

第13条 センターにIR推進室を置き、主に第3条第2号の「学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析」を行い、必要に応じて、大学の計画立案等の意思決定に必要な情報等を収集する。

2 IR推進室は、室長とメンバー複数名で構成する。

3 室長は、副センター長をもって充てる。室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 メンバーは、センター長が任命する。メンバーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規定は、平成 25 年 9 月 18 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。